

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第2号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（総務課）…2

公 告

- 公告第7号 農用地利用集積計画の縦覧……………（農林茶業課）…2

規 則

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和元年6月14日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第2号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成30年宇治市条例第57号）の施行期日は、令和元年6月17日とする。

(揭示済)

公 告**宇治市公告第7号**

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和元年6月17日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和元年度第1号
- 2 関係書類の縦覧期間
令和元年6月17日以後、常時備え置くこととします。
- 3 関係書類の縦覧場所
宇治市産業地域振興部農林茶業課

(揭示済)